

令和7年度福島県立猪苗代高等学校 後期選抜募集要項

〒969-3111
福島県耶麻郡猪苗代町字窪南 3664
電話 0242-62-3125 FAX0242-63-0650

1 アドミッション・ポリシー

猪苗代高校では、次のような生徒を求めています。

- (1) 基本的な生活習慣が身に付いており、高等学校で目的意識を持って学ぶ意欲のある生徒
- (2) 地域についての探究的な学習活動に取り組みたい生徒
- (3) 他と協働し、多種多様な考えを受け入れ、課題を解決しようとする生徒
- (4) ボランティア等に積極的に取り組もうとする意欲のある生徒
- (5) スキー競技に真剣に取り組もうとする意欲のある生徒

2 募集定員

課 程	学 科	募集定員
全日制	普通科	別に公告する募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

3 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願資格

出願資格については、次の(1)又は(2)の条件を満たす者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、事前に本校に問い合わせること。

6 併願の取扱い

本校に出願する者は、併願は認めない。

7 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者については、事前に本校に問い合わせること。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

- (3) 提出期間は、令和7年3月17日（月）から3月21日（金）までとする。
郵送の場合には、3月21日（金）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、祝日は受け付けない。

10 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
- ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者については、原則として年内に本校に問い合わせること。

11 県外等からの出願

「令和7年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）によるが、事前に本校に問い合わせること。

12 願書受付

出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

13 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

14 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。その際、受験票を返還すること。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。
- (2) 上記(1)以外の者については、事前に本校に問い合わせること。

15 選抜方法

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

部活動や地域クラブ等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

(2) 面接

個人面接を実施する。

個人面接では、中学校生活の様子や本校入学後の目標、高校卒業後の進路等について確認する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(国語、社会、数学、理科、外国語(英語))を含む。

面接については、点数化し、100点満点とする。

(3) 作文

作文を実施する。

与えられたテーマに関して、自分の感想や思いを述べる作文とする。

作文については、点数化し、50点満点とする。

16 面接、作文の日時、日程及び会場等

- | | |
|-----------|---|
| (1) 日時・日程 | 令和7年3月24日(月) |
| | ○ 作文：午前9時～午前9時50分 (50分) |
| | ○ 面接：午前10時20分から (一人20分程度) |
| (2) 会場 | 本校 |
| (3) 受付時間 | 午前8時10分～午前8時25分 |
| (4) 持ち物 | 受験票、上ばき、筆記用具 |
| (5) 注意事項 | 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。 |

17 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に、本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。その際、受験票を持参すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

18 その他

以上のほかは、実施要綱に定めるところによる。